

奥殿小学校 いじめ防止基本方針

平成31年4月1日

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、本校教職員及びスクールカウンセラーを委員とする。いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを通して、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・せいかつアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校だよりを通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア せいかつアンケートや教育相談を定期的実施（学期に2回）し、児童生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ せいかつアンケート実施後、個人面談を行い、学期末には全職員による「いじめ・不登校対策委員会」を開き共通理解を図る。
- ウ 教師と児童生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- エ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(3) 調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

(1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。

(2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施（2月）し、3学期に行う全職員参加による「いじめ・不登校対策委員会」でいじめに関する取組の検証を行う。

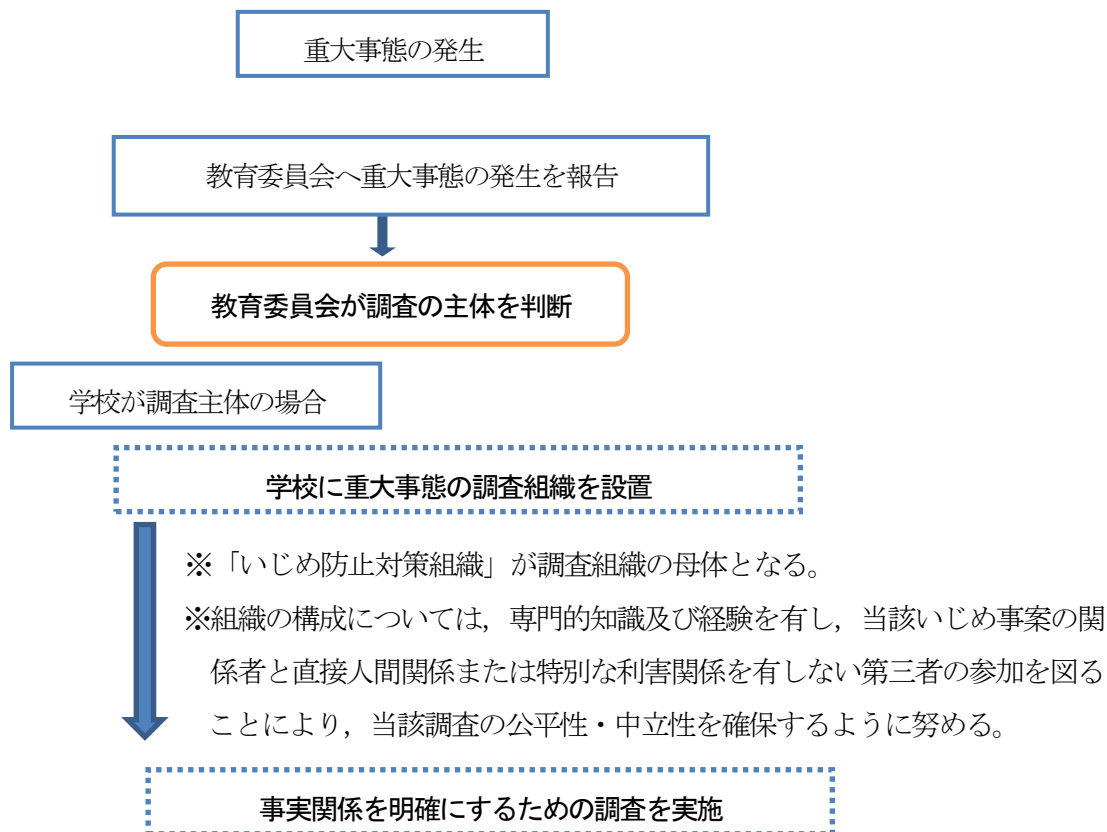
6 その他

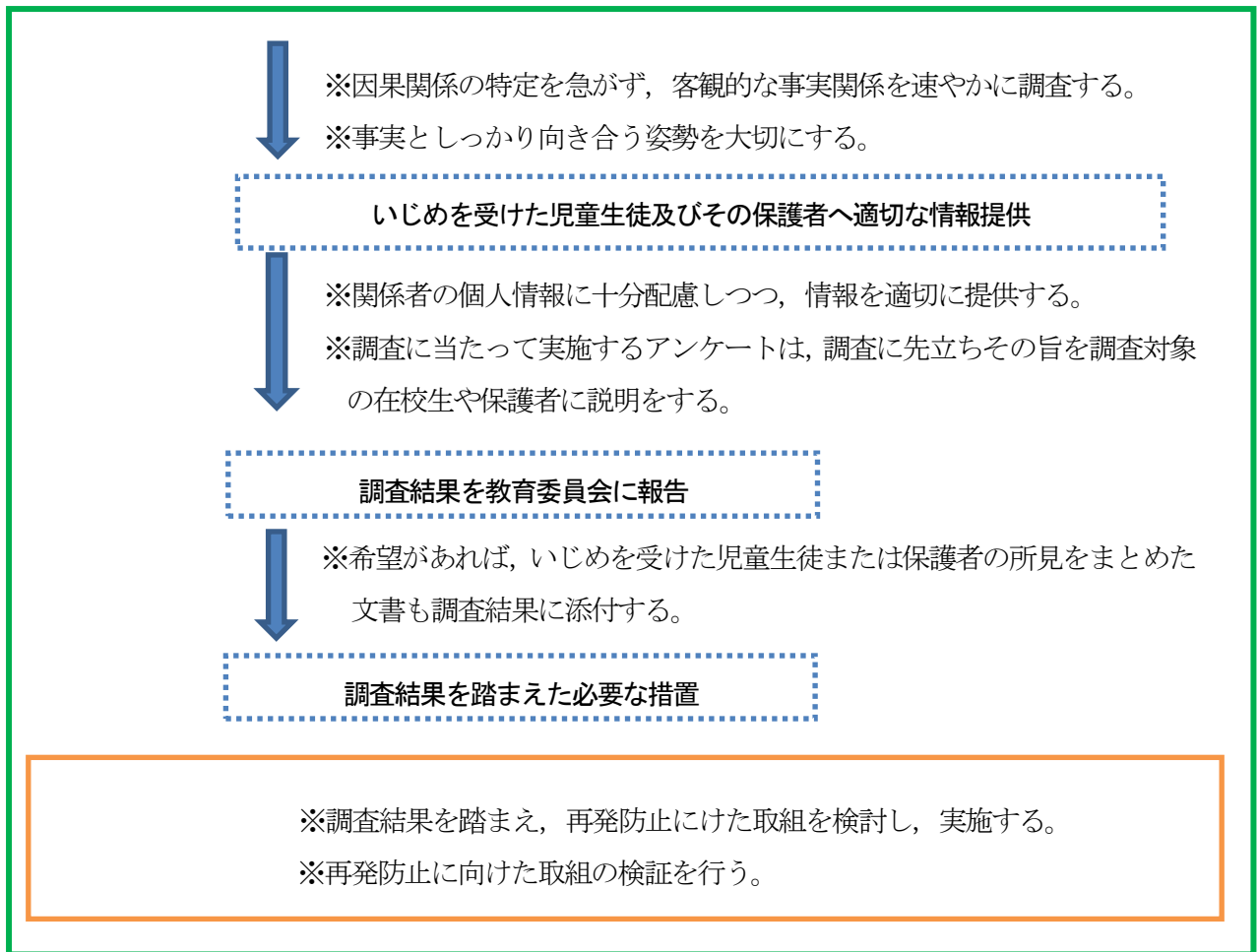
(1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

(2) 「学校いじめ基本方針」は4月に保護者へ配布するとともに、ホームページに掲載する。

(3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】





<年間計画>

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○相談方法やSCの児童生徒，保護者への周知 ○学級開き，学年開き ○保健指導（心と体の成長） ○「わらびがり」（異年齢集団活動）	○いじめ相談窓口の児童生徒，保護者への周知 ○身体測定	○PTA総会での「学校いじめ基本方針」の説明 ○公開授業
5月		D ↓	○現職研修①「児童生徒理解と学級づくり」 ○1年生と仲よくなる会 ○奥殿学区大運動会		
6月	C ↓		○情報モラル指導（ネットモラル） ○「ふるさとクリーン作戦」	○「せいかつアンケート（いじめアンケート）」	○学校評議員会 学校行事・授業の公開
7月		A ↓	○全教職員による「いじめ・不登校対策委員会」の実施	○教育相談週間	○個人懇談会
8月	P ↓	○中間評価→検証			
9月			○敬老会・家族学級	○身体測定	○学校行事・授業の公開

10月	D C	○現職研修②(ケーススタディ)	○学芸会	○「せいかつアンケート(いじめアンケート)」	
11月			○ふるさとクリーン作戦		
12月	A	○全教職員による「いじめ・不登校対策委員会」の実施	○人権週間(講話) ○赤い羽根募金活動 ○情報モラル指導(ネットモラル)	○教育相談週間	○個人懇談会 ○学校評議員会
1月	D		○保健指導(命の大切さ) ○もち花作り(異年齢集団活動)	○身体測定	○もち花作り(保護者による子供たちの観察)
2月	C	○自己評価	○情報モラル指導(ネットモラル)	○教育相談週間 ○「せいかつアンケート(いじめアンケート)」	○保護者への学校評価アンケート
3月	A	○全教職員による「いじめ・不登校対策委員会」の実施	○感謝の会 ○卒業生を送る会		○学校評議員会アンケート結果の評価を行う。
通年	P D C A	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育, 体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○S Cによる相談	

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。

危機管理マニュアル

1 基本的な考え

このマニュアルは、児童にかかわる事件、事故災害を未然に防ぐことを第一の目的としている。第二に、事件、事故災害が発生した場合に教職員が適切に対応できることを目的としている。そのために、教職員は次の点に留意し、児童の学校生活が安心して安全なものとなるよう、特に心掛ける。

- 緊急事態が発生したとき、何よりも優先されるのは児童の生命と安全である。
- 事件、事故災害は思わぬ時にやってくる。尊い人命を預かっていることを認識し、日常から緊張ある活動を心掛けることが大切である。
- 校長、教頭への正確で素早い連絡が必要である。
- 速やかな行動とベストを尽くすことが求められる。
- 自分一人で処理しないことが重要である。
- 保護者、地域住民とのコミュニケーションが大切である。
- 丁寧な対応や謝罪が問題解決をスムーズにさせる。
- 報道機関への対応は教頭を窓口とする。
- 電話での対応は慎重に行う必要がある。

2 日常の安全管理について

(1) 教職員の共通理解と校内体制の整備

- ① 日常の安全管理および安全確保について、教職員の意識向上と共通理解を図るべく、定期的に安全を確認する。(定例職員会議)
- ② 安全管理および安全確保についてのマニュアルに従い、校内体制の円滑な運用を図る。
- ③ 月曜集会で校長や週番の担当より、子どもに安全確保の啓発を図る。

(2) 学校来訪者を確認するための措置

- ① 来訪者への案内看板及び警告看板を設置する。
 - ・ 校門(南門) 「警備強化のため警察が巡回しています」「許可なく立入りを禁ず」
 - ・ 校門(正門) 「用件のある方は職員室へお越しくください。」
- ② 門扉を閉める。
- ③ 訪問者に気付いたら、必ず声をかける。
- ④ 家族・地域へ学校の安全管理および確保についての情報を提供し、協力を依頼する。

(3) 不審者情報にかかわる関係機関などとの連携強化

- ① 警察関係機関(特に奥殿駐在官)やPTAおよび地域住民と連携を密にし、速やかに情報を把握する体制を整える。その際、「S iメール」も活用する。
- ② ブロック校長会、学校関係者評価委員会、幼・保・小連絡会などを通し、近隣の学校(新香山中学校、細川小学校、恵田小学校など)や保育園(岩松保育園)、幼稚園(あさひこ幼稚園)との情報交換を図る。

(4) 始業前や授業中および放課後における安全確保の体制づくり

- ① 管理職による定期的な校内巡視を行う。
- ② 安全確保のための教職員の役割分担を明確にする。

(5) 給食時における安全確保の体制づくり

- ① 食物アレルギーの調査結果をもとに、対象児童の症状等の特徴を全職員が把握し、食物アレルギーが出ないように適切な処置をする。
- ② アナフィラキシー症状が発生した場合の対処の仕方、アドレナリンの自己注射薬(エピペン)の使用法を全教員が身に付け、緊急時に対応できるようにする。

(6) 登下校時における安全確保の体制づくり

- ① 決められた通学路をきちんと並んで登下校するよう定期的に指導し、徹底する。
- ② 登校指導を校長と教頭が毎日実施し、各担任は毎日下校指導を行う。
- ③ 「子ども110番の家」を児童一人一人に周知徹底する。
- ④ 防犯マップを活用し、登下校時に万一の事態が生じた場合の対処法を児童に指導する。
- ⑤ 部活下校、学年下校、一斉下校など、集団で下校させる。
- ⑥ 学区安全みまもり隊の人との連携を密にし、情報収集に努める。

(7) 校外学習や学校行事における安全確保の体制づくり

- ① 引率者，指導者を複数にする。
- ② 計画作りの段階で，綿密に話し合い，現地の安全確認を入念に行う。
- ③ 計画的に児童に対する安全指導を実施する。
- ④ 万一の事態が生じた場合の連絡方法を決めておく。

(8) 部活動時の指導体制

- ① 部活動は，顧問の管理下で行うことを原則とする。顧問不在の場合は，他の教員がその代わりをする。
- ② 顧問は起こりうる事故やけがを熟知するとともに，事故やけがに対して迅速に対応できるよう，日ごろより研修を積む。
- ③ 活動している児童の全体が掌握できる位置に立って指導する。
- ④ 常に全体を観察し，事故につながる危険性のある行為を未然に把握し，適正に指導する。
- ⑤ 遅れて参加した児童については，練習に加わることを必ず顧問に報告してから練習を開始するようさせるとともに，全員の安全を配慮する。
- ⑥ 練習内容は可能な限り安全なものにするが，特にけがの可能性のある活動を行う際には，一人一人の様子を十分に確認しながら指導する。
- ⑦ 参加する児童に対して，顧問の指示を遵守する態度を身に付けさせる。
- ⑧ 児童の体調について事前に情報を得るとともに，状況を適切に判断して体調不良の児童には特に注意し，必要に応じた休憩を指示する。
- ⑨ 部活動中はもちろん，準備，片付けにおける安全について留意し，危険性のある部分については改善する。

(9) いじめへの対応について

- ① 何より未然管理が重要。児童個々の様子の把握を確実にする。(見落とさない)
- ② 早期発見に心掛け，役職および養護教諭，さらに必要に応じて全教職員との連携を図り対応する。
- ③ 保護者との連絡を密に取る。
- ④ 各学期にいじめに関するアンケートを実施。また，いじめ・不登校対策委員会を開き，職員間の共通理解を図る。(いじめ・不登校対策委員会は必要に応じ随時実施)

(10) 学校開放(夜間・休日を含む)にあたっての安全への確保

- ① 開放時の安全確保について，学校開放委員会を中心にしてPTAや地域住民による管理体制の確立を図る。
- ② 非開放部分への侵入を防ぐ方策と施錠方法などを確認する。

(11) 学校施設面における安全確保

- ① 校門，外灯，窓，出入り口，自動警報装置などの確認，保守点検を徹底する。
- ② 警察，警備会社など関係諸機関との連絡を定期的に行う。

3 緊急時の安全確保

(1) 不審者情報がある場合の連絡体制づくり

- ① 警察との連携を図る。
- ② 登下校時における緊急事態発生の折の対応策を確立する。
- ③ 児童の安全確保のため、職員による学校内外の巡視体制を確立する。
- ④ S i メールを活用する。

(2) 不審者が立ち入った場合など緊急時の体制づくり

- ① 校内の緊急時における職員相互の連絡は、携帯用警報ブザー・インターホンを活用する。
- ② 緊急時における職員の配備計画（現場対応、児童対応、本部対応）を徹底する。
- ③ 緊急時に連絡すべき関係諸機関（警察、奥殿駐在官、教育委員会、児童相談所、消防署、校医、薬剤師、病院など）を明示する。
- ④ 緊急時を想定した職員による安全確保の訓練、児童の非難訓練を実施する。

(3) 事故や怪我など、緊急時における処置（部活動を含めた全ての教育活動での対応）

- ① 事故や怪我が発生した場合、児童の心身の安全を最優先して応急処置を施すとともに、家庭に連絡をする。
- ② 意識喪失、けいれん、多量出血、骨の変形、激痛、ショック症状、広範囲のやけどの場合は救急車を呼び、家庭へ連絡するとともに、救急車には職員が付き添う。
- ③ その他重い症状の場合は、養護教諭が「緊急連絡カード」に記載されている医者へ連れていくことを原則とし、その際は保護者の了解を得るものの、保護者不在の場合は専門機関を受信後に了解を得る。
- ④ 部活動の顧問は、管理職、養護教諭と連絡を密にし、必要に応じて職員一致の協力体制をとって対応するとともに、事故の原因を分析する。
- ⑤ 負傷した児童、保護者には誠意をもって接し、家庭訪問や電話で連絡を取り合い、児童の状況を適切に把握するとともに、事故の原因、今後の安全な部活指導の改善案について説明し、理解を求める。
- ⑥ 事故原因の分析結果をもとに、今後の対策について検討し、未然の事故を防ぐ方策を立てるとともに、全職員で部活動の安全対策について協議し、職員会、運営委員会等において、部活動のあり方について共通理解を図る。
- ⑦ 特に、生命に危険がある場合は、次の対応をとる。
 - ・ 第一発見者が応急処置を実施する。（気道確保、人工呼吸、止血）
 - ・ 心肺停止者にはAEDを使用する。（保管場所はふれあい1、体育館またはプール）
 - ・ 患者を一人にさせない。連絡は他の教職員で行う。
 - ・ 現場及び救急車は必ず複数で対応する。
 - ・ 救急車が来るまでに、該当者の人数と名前（緊急連絡カードの活用）、健康状態（持病など）、身体測定の結果を調べ、医師に手渡せるようにする。

- ・ 保護者との連絡を密にする。

(4) 教育活動中に火災が発生した場合

- ① 状況を把握するとともに、職員室へ連絡をし、児童を避難させる。
- ② 初期消火を行うとともに、校長(教頭)の判断により消防署等関係機関に連絡をとる。
- ③ 火災に関する避難訓練を行い、児童・職員ともに、いざという場合に備える。

4 家庭や地域社会の協力を得て取り組むべき事項

(1) 日常の安全確保

- ① 家庭への働きかけを行う。
 - ・ 危険箇所の連絡や屋外での行動について注意事項を喚起する。
- ② 地域の関係団体への働きかけを行う。
 - ・ PTA, 学校評議員会, 補導活動団体の協力を得て, 学区内の危険箇所の点検や声かけ運動を行うよう働きかける。
- ③ 登下校時, 授業中, 放課後, 学校開放時における安全確保のため, 通学路の安全点検, 学校内外の巡回を定期的に行う。

(2) 緊急時の安全確保

- ① PTA, 学校評議員会, 奥殿安全みまもり隊, 補導活動団体など, 地域の関係団体と連携し, 各家庭や地域への注意喚起を行う。また, 学校内外の巡回, 同伴登下校を行う。
- ② 学校や関係諸機関からの注意文書などを各家庭に速やかに配付し, 注意を促す。必要に応じて S i メールも活用する。

5 自然災害への対応

(1) 学校防災計画の目標

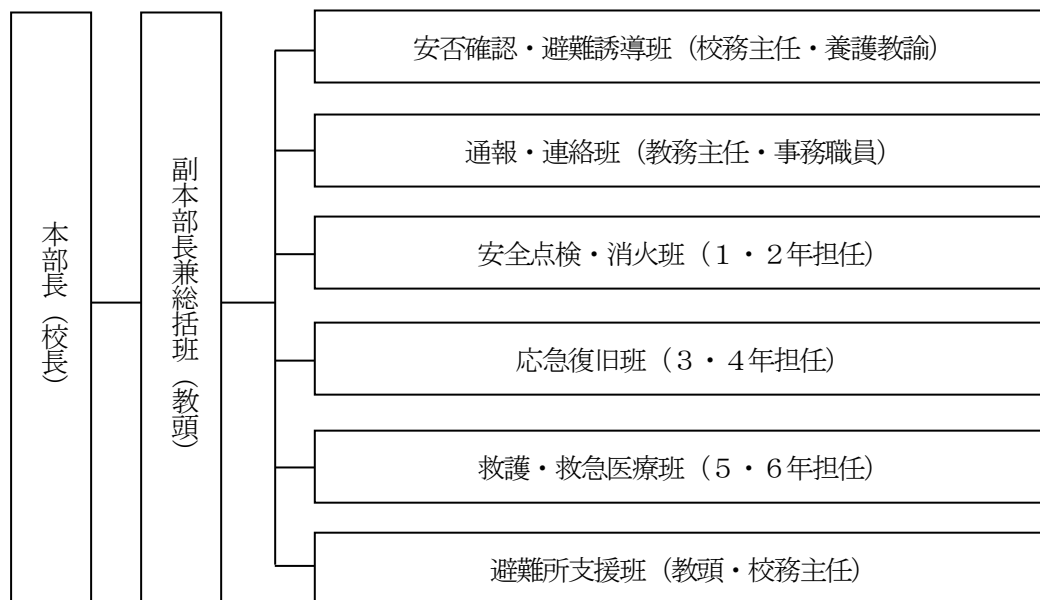
2011年3月東北地方を地震および津波が襲い、未曾有の被害をこうむった。これまでの地震学では考えられなかった発生メカニズムで起こった地震である。過去に例がないから今後もないとはいえないということである。岡崎に活断層はないといわれているが、1945年の三河大地震では、形原地内で2m、六ツ美のすぐ南の西尾地内で15cmずれた深溝断層がある。活断層とは断定されてはいないが、岡崎地内にも断層は数多くある。もちろん奥殿小学校の学区もその例外ではない。「天災は忘れたころにやってくる」と言われるよう、地震や台風などの自然災害に対する対応を見直す意義は大きい。

- ① 地震等の被害を最小限に抑えるため、学校の施設・設備等の点検・整備を行うとともに、児童の学校生活における危険を速やかに発見し、それらを除去する体制を整える。
- ② 児童が地震等による災害から自らの生命を守るのに必要な事項について理解を深め、安全な行動を取る能力や態度を育てるよう計画的な指導を行う。
- ③ 災害が発生した場合、児童の避難誘導や学校が避難所となる場合の対応をふくめ、適切な緊急措

置を講じることができる体制をとる。

(2) 防災体制の整備

学校災害対策本部（校長の判断で設置され、全職員で構成する。）



※ 人員の配置については、本部長の指示で、状況に応じて柔軟に組み替える。

(3) 日常的に行う措置

① 施設・設備の安全点検

- 週番（教師2名）による朝、夕2回の巡視により点検し、学校管理点検簿に異常の有無を記録する。
- 毎月一回、器具・施設の自主点検を行い、安全確認をし、記録簿に記録する。
- 長期休業中は日直による朝、昼、夕の3回の巡視により点検し、学校管理点検簿に異常の有無を記録する。

② 災害発生時における通学路の障害予測

- 地域の方々の協力も得て作成した防災・危険箇所マップをもとに予測する。
- 各学期に行われる通学団会で児童から危険箇所の情報を集めたり、下校指導で教師が集めてきた情報をもとにしたりして障害予測の精度を上げる。
- PTA 生活指導部の集めた学区の危険個所の情報を活用する。

③ 防災教育の実施

- 各学期に行われる通学団会でしっかりと安全指導を行う。
- 地震、火災、不審者を想定した避難訓練を計画的に行う。
- 各教科・領域の学習において防災に関する基礎知識を身に付けさせる。

④ 情報連絡体制の整備

- 全児童の保護者、教職員が登録しているS i メールを有効に活用する。

- ・ 市教委との連絡を密に取り、情報の行き違いや誤伝達を防止するため、窓口を一元化し、副本部長（教頭）がこれに当たる。

⑤ 非常用物資の備蓄管理

- ・ 防災テントはじめ非常用物資は体育館南の防災倉庫に一括管理し、毎年保管物の点検、必要に応じた更新を行う。
- ・ 防災倉庫の非常用物資一覧を職員室防災倉庫の鍵と一緒にし、常に定位置掲示しておく。
- ・ 学校側の管理責任者は教頭がこれに当たる。

(4) 児童の安全確保

<在校中>

- ・ 授業または学校行事を直ちに中止する。
- ・ 校長は職員に指示して、児童を運動場に誘導避難させる。
- ・ 授業中であれば授業者、休憩時間中であれば学級担任、部活動中であれば顧問が、児童の避難誘導をする。
- ・ 職員は学級人員を確認する。
- ・ 安全指導を行った後、通学路の安全が確保できたら速やかに帰宅させる。
- ・ 保護者へ引き渡す場合は、S iメールを活用し、緊急連絡・地震予知対応児童生徒引き渡しカードで確認して行う。保護者への引き渡しができない児童は、学校内において待機させる。

<登校中>

- ・ 登校途中で災害等を知ったときは、速やかに帰宅する。また、「メールマガジン配信システム」を活用し、保護者の協力を得る。

<下校中>

- ・ 原則として、速やかに帰宅するよう事前指導を徹底する。事態によっては、職員の引率で通学団ごとに下校する。また、S iメールを活用し、保護者の協力を得る。

<在宅中>

- ・ 当日(翌日)の授業または学校行事を中止あるいは開始を遅らせ、当面の恐れがなくなるまで必要に応じて臨時休校とする。S iメールを活用し、休校に関する情報を発信する。
- ・ 台風に関わる暴風警報の発令による臨時休校等については、事前の予測が十分に可能なため、教育委員会の定める計画に従って行動が取れるよう、事前に周知徹底を図る。

(5) 学校が避難所となった場合の対応（勤務時間内の教職員の対応）

① 運営体制

前述の学校災害対策本部組織のもと、次の業務を行う。

- ・ 統括班、通報・連絡班・・・市教委、災害対策本部との連絡、地域の被災状況の把握、避難者の名簿作成とその管理、自主防災組織立ち上げの指導
避難所内の連絡と外部からの問い合わせへの対応
- ・ 安否確認・避難誘導班・・・児童の安否確認、避難者の受け入れ、誘導

- ・ 安全点検・消火班 …… 施設・設備の点検，立ち入り禁止区域の設定
- ・ 避難所支援班 …… 水や食糧の分配，救援物資の管理，
し尿やごみ等の処理などの衛生管理，ボランティアの組織化
- ・ 救護・救急医療班 …… 必要に応じて救命救急措置

② 初動体制

教職員が在校中ではない場合，震度5以上の地震が発生した時（第3非常配備）で早急に参集できない場合，学校に到着した教職員から上記業務に当たる。

③ 施設の利用

- ・ 開放する避難場所は体育館とする。
- ・ 普通教室はやむを得ない場合に限り開放する。ただし，その場合も学校教育活動再開に備えて一定数は確保しておく。
- ・ 理科室等の特別教室は，原則として開放しない。

(6) 学校再開への対応

① 応急教育計画の策定

学校教育活動が正常に実施されるまでの間，教育委員会等の定める計画を踏まえ，被害の状況に応じ，休校，短縮授業等の応急教育を実施する。

② 教科書，学用品の確保等

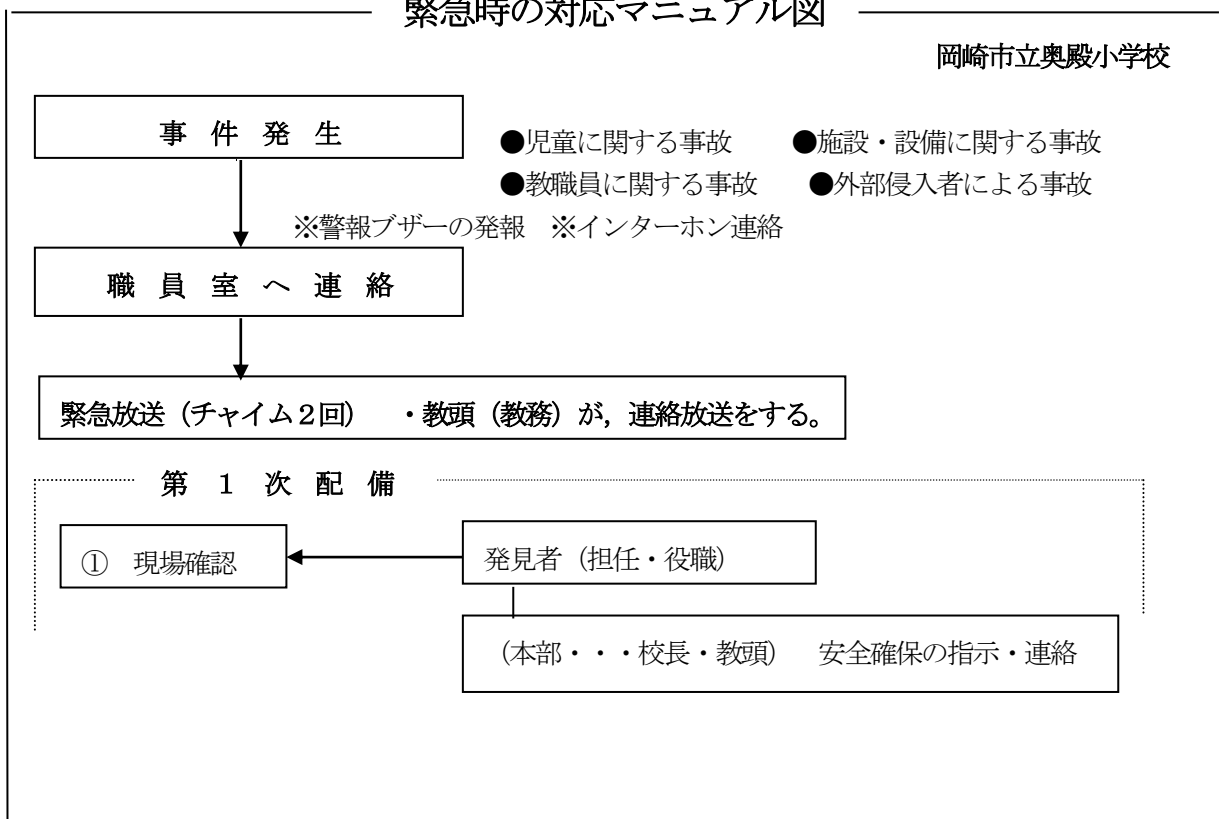
教育委員会等の定める計画を踏まえ，児童が必要とする教科書，学用品等の供給を受けられるよう，被害状況の正確な把握を行う。

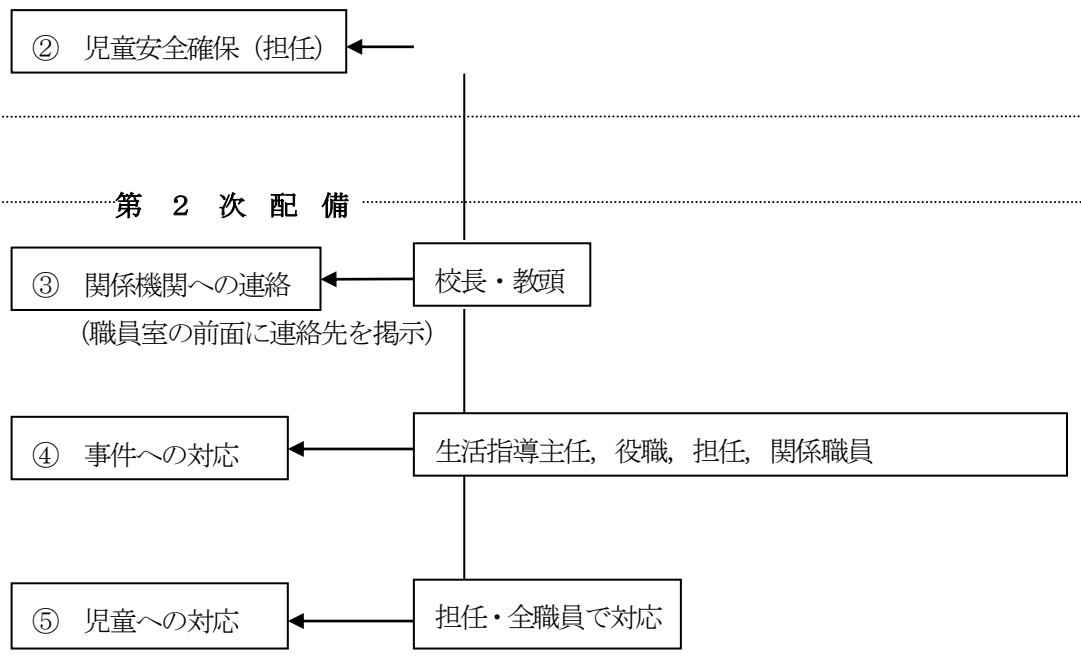
③ 心のケアへの対応

教育委員会等の定める計画を踏まえ，日頃から児童の健康観察を徹底するとともに，心の健康相談活動の推進を図り，外傷性ストレス障害等の問題についても理解を深めておく。また，何より児童の変化を早期にとらえ，適切な対応と支援を行う。

緊急時の対応マニュアル図

岡崎市立奥殿小学校





◎教育委員会関係

- ・教育委員会 教育監
- ・学校指導課 課長 [市教委] 23-6624
- ・学校指導課 主幹 [市教委] 23-6439
- ・学校指導課担当主事 [市教委] 23-6624

- ◎諸機関
- ・奥殿駐在所 45-2544
 - ・警察署 58-0110
 - ・消防署 21-5151
 - ・アクエサービス 052-795-0541
 - ・東邦ガスエンジニアリング 052-884-3525
 - ・保健所 22-2501
 - ・市教委 (安全担当) 23-6877
 - ・嶺澤電気 46-2131
 - ・加納空調 23-1859

生徒指導上の対応について

1 本校の実態と基本的な構え

全校児童数が110名。1年生17名，2年生15名，3年生16名，4年生24名，5年生18名，6年生24名。教職員数16名。児童の顔を全部覚えることのできる規模である。

この恵まれた環境の中で，一人一人を大切にし，「基本的生活習慣の質を高める」ことに重点を置き，家庭・地域社会と連携し，児童の健全育成に努める。

2 「充実した学校生活を送る」ための校内指導の視点

児童の日常の生活から，以下の視点で，教職員間の共通理解を図る。

(1) 明るく楽しい学校生活を送るための学校づくり

- ① 児童が活躍できる場の設定をする。
 - ア 教科・道徳・特活・・・基礎・基本の定着を図る。

- イ 総合的な学習の時間・・・問題の解決や探究活動に、主体的・創造的に取り組む。
全学年に「伝え合う力を高める」ことを主題として単元を構想する。
- ウ 委員会・係・清掃等・・・JRCの精神を生かす。特に無言清掃を徹底する。
- エ 部活動・・・・・・・・・・趣味の伸長を図るとともに、異学年の交流を深める。
- オ クラブ・・・・・・・・・・身近なスポーツや文化的活動に親しむ。
- カ 行事・・・・・・・・・・一人一人の子供が活躍できる場を設定する。

② 「いじめ」の防止を図る。

- ア 早期発見に努める。
 - ・行動観察
 - ・生活アンケート
 - ・日記の活用
 - ・保護者との連携
 - ・いじめの事例研究及び相談活動の研修
 - ・学校裏サイトおよびネット被害についての情報共有

- イ 早期対応に努める。
 - ・いじめられている子の保護
 - ・いじている子への対応
 - ・周囲の子への対応
 - ・保護者への対応

③ きめ細かな指導と児童の悩みの把握をする。

- ア 指導時間の確保をする。
- イ 指導の工夫をする。
- ウ 学校関係者評価委員会の有効活用をする。

(2) 互いに学び、鍛え合う学校生活を送るための学校づくり

- ① 授業の開始、終了のあいさつをしっかりとる。
- ② ノートを活用し、学習の足跡が残るようにする。
- ③ 授業日記（授業の感想等）を活用する。研究単位では有効な記録となる。
- ④ 授業日記には、自分が分かったことを書く。また、自分が感じたことや、疑問等もまとめさせる
とよい。
- ⑤ 学習上の約束事を全校で統一し、徹底する。
- ⑥ 「おくとこのタイム」の充実を図る。
- ⑦ 教科学習と総合的な学習との関連を図る。
- ⑧ 道徳の時間の確保と充実を図る。
- ⑨ 奥殿カレンダー「よい学習」を守ろうとする意識を育てる。

(3) きまりよい学校生活を送るための学校づくり

- ① 委員会、係、清掃等は、JRCの精神を大切にする。
- ② あいさつで心を耕し、行動へ転化する。
 - ・ おはようございます 明るい心
 - ・ はい 素直な心
 - ・ ありがとう 感謝の心
 - ・ ごめんなさい 反省の心
 - ・ わたしがします 積極的な心
 - ・ お先にどうぞ 謙譲の心
 - ・ おかげさまで 謙虚な心
- ③ 「～君」「～さん」付けで呼ぶ。(特に授業中)
- ④ 名札・ハンカチ・ティッシュペーパー・歯磨きの徹底をする。
- ⑤ 靴・トイレのスリッパの整とんをする。
- ⑥ 廊下の右側通行と走らずに静かに歩くことを徹底する。
- ⑦ 机・ロッカーの中の整理整とんをする。
- ⑧ 授業中は、ジャンパー・コートを着用しない。
- ⑨ TPOを考えた服装をする。
- ⑩ 奥殿カレンダー「よい生活」を意識する習慣をつける。
- ⑪ 登下校・・・通学団のまとまりとあいさつをしっかりする。

3 家庭・地域社会との連携

(1) 家庭との信頼関係(共通理解)を構築する。

- ① 児童の心、保護者の心を積極的に理解しようと努力する。
- ② 「この先生は、自分たちの立場に立って考えてくれる担任だ」と思われる教師を目指す。
- ③ 子どもたちの成長を願い、家庭と積極的に連絡を取る。
- ④ 児童の活躍が保護者に伝わる手だてを講じる。
- ⑤ 問題が発生したとき、教師ができる限りの丁寧な対応をする。

(2) 学校の情報を地域へ発信する。

- ① 学校だより「むらづみ」・「ホームページ」を充実する。
- ② 駐在所をはじめ地域各関係機関との情報交換をする。
- ③ PTA(各行事・交通安全指導・部活動)と連携する。
- ④ 学校関係者評価委員会(地域内の問題把握と実践)を活用する。
- ⑤ S iメールの有効活用をする。

4 児童への対応について

- (1) 子どもと触れ合う時間を大切にし、子どもの実態把握に努める。
- (2) いじめ・不登校対策委員会を定期的に開催する。
- (3) 特別支援教育対策委員会の充実を図る。
- (4) 児童の問題行動について共通理解を図り、教職員全員で対応する。
- (5) 情報モラル指導などの機会を通して、ネットトラブルに巻き込まれないよう、危険性があることの知識や正しい使い方を指導する。